

目

次

	頁
第 1 0 6 号議案 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	16
第 1 0 7 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例.....	17
第 1 0 8 号議案 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例.....	23
第 1 0 9 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例.....	24
第 1 1 0 号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	26

第百六号議案

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十六条を第十七条とし、第九条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第二項中「三十五人」を「三十人」に改め、同条第三項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、「三十五人」を「三十人」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第八条 幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第三条の三に規定する基準の例によることとする。

別表第三号イ中「教育保育従事職員は」の下に「、規則で定める場合を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

令和八年九月二十五日提出

埼玉県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に係る運営に関する基準等を改定したいので、この案を提出するものである。

第百七号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「第三章の二 第四章 児童

一時保護委託者の登録等に関する基準（第四百四十八条の三―第四百四十八条の二十七）福祉施設の設備及び運営に関する基準

に改める。

第一条の三十六中「この条、第九十一条の二、第四百四十八条の二及び第二百六十五条において」を削り、「第九十一条の二第一項、第四百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において」を「以下」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十六条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは、「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」とを加える。

第五十八条中「第三十三条」の下に「、第四十六条」を加える。

第七十七条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十六条」とを加える。

第七十七条の二中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十六条」とを加える。

第八十条の九中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十六条」とを加える。

第八十八条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削り、「省令第四十五条」との下に「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十六条」とを加える。

第三百三十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第三百三十四条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十三条に規定する

基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第四十二条」との下に「、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」とを加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 一時保護委託者の登録等に関する基準

（定義）

第四百四十八条の三 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和八年内閣府令第十六号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第四百四十八条の四 この条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第四百四十八条の五 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（児童の権利の制限）

第四百四十八条の六 児童の権利の制限に係る基準は、府令第四条に規定する基準の例によることとする。

（児童の行動の制限）

第四百四十八条の七 児童の行動の制限に係る基準は、府令第五条に規定する基準の例によることとする。

（虐待等の禁止）

第四百四十八条の八 虐待等の禁止に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

（児童対象性暴力等の防止）

第四百四十八条の九 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

（非常災害対策）

第四百四十八条の十 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四百四十八条の十一 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

（児童の権利擁護）

第四百四十八条の十二 児童の権利擁護に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

（児童の所持品等）

第四百四十八条の十三 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第四百四十八条の十四 登録一時保護委託施設の設備の基準は、府令第十二条（同条第五号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第四百四十八条の十五 登録一時保護委託者における職員の一般的要件に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（夜間の職員配置）

第四百四十八条の十六 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第四百四十八条の十七 登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第十五条に規定する基準の例によることとする。

（衛生管理等）

第四百四十八条の十八 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第四百四十八条の十九 食事に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第四百四十八条の二十 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第四百四十八条の二十一 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第四百四十八条の二十二 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第四百四十八条の二十三 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第四百四十八条の二十四 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるよう記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第四百四十八条の二十五 秘密保持等に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第四百四十八条の二十六 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第四百四十八条の二十七 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第六十条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第六十条の三 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第九条の五に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条、第五十四条の五、第五十八条、第七十七条、第七十七条の二、第八十条の九、第八十八条、第三百四十四条及び第四百四十八条の改正規定並びに第六十条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

令和八年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

児童福祉法等の一部改正等に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるとともに、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定したいので、この案を提出するものである。

第百八号議案

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「この項」の下に「及び第十七条第二項」を加える。

第一条の六第二項中「特定公園施設」の下に「（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十五号に規定する特定公園施設をいう。別表第一において同じ。）」を加える。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五条の二第四項の条例で定める額は、公募対象公園施設の設置又は管理及び同条第二項第五号に規定する特定公園施設の建設が都市公園の利用者の利便の向上を図るものであることを勘案して、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

都市公園法の規定に基づき、公募対象公園施設を設置等させるため、その使用料の額の最低額を定めたいので、この案を提出するものである。

第百九号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項中第百三十五号を第百三十八号とし、第五十二号から第百三十四号までを三号ずつ繰り下げ、第五十一号の二を第五十四号とし、第四十三号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の二号を加える。

四十三 建築基準 法第六十条の四 第一項第三号の 規定に基づく建 築物の容積率又 は建築面積の最 低限度の特例の 許可の申請に対 する審査	特定業務 施設等誘 導地区内 における 建築物の 容積率又 は建築面 積の最低 限度の特 例許可申 請手数料	十六万円
四十四 建築基準 法第六十条の四 第二項ただし書 の規定に基づく 建築物の高さの 最高限度の特例 の許可の申請に 対する審査	特定業務 施設等誘 導地区内 における 建築物の 高さの最 高限度の 特例許可 申請手数 料	十六万円

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十
三号）の施行の日から施行する。

令和八年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の最低限度の特例許可申請手数料等の額を定めたいので、この案を提出するものである。

第百十号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「本町一丁目、本町二丁目、」、「、栄町一丁目」、「、舟戸町」、「、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」及び「、大字安行領根岸（芝川左岸地域を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

川口北警察署	川口市	川口市の内大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚鉢町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田
--------	-----	--

別表武南警察署の項中「大字安行領根岸（芝川左岸地域に限る。）」、大字安行領

在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山」を「本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、舟戸町、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」に改め、「大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚鉢町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田」を削る。

附 則

この条例は、令和九年三月一日から施行する。

令和八年九月二十五日提出

埼玉県知事 大 野 元 裕

提 案 理 由

川口市内の治安状況に的確に対応するため、新たに、川口市に川口北警察署を設置し、同署の管轄区域を定めるとともに、川口警察署及び武南警察署の管轄区域を変更したいので、この案を提出するものである。